

# 著作物の新しい利用環境における 望ましい原則と指針： 高等教育機関の視点から

大学関係団体推薦委員

（なお、本資料で表明される意見は各委員の個人的見解に基づくものであって、推薦した団体の公式な意見ではない。）

2019.2.19 補償金専門フォーラム（第3回）

# 今回の法改正の趣旨（再確認）

- 教育学習の質の向上
  - ICTを活用した反転授業など，新しい教育方法などが導入される中で多様な著作物の利用を促進することが必要
  - そのためにも教員が著作物の利用において萎縮しないような環境整備が必要
  - 高等教育においてはそもそも単位制の下で授業時間と同じ長さの事前学習，事後学習が必要とされている→これらのプロセス全てを「授業」として扱い，可能な限り学生の学習行動を広くカバーする制度を作ることが必要

# 枠組みについての原則

- 「補償金による権利制限 + 包括的ライセンス」が基本であることには同意
  - 包括的ライセンス（=基礎ライセンス）について議論の対象となるのは、権利制限外となる利用のうち、教育、学習の質の向上の点から、あるいは教育機関の活動として不可欠のものとして、包括的にライセンスすることで著作物の利用環境整備としてプラスになること
    - ただし、現時点では、ライセンスの対象となる管理著作物が限定されるため、補償金を「補完する」程度のごく限定された利用を包括的ライセンスの対象と考えるのが現実的と言わざるを得ない。
    - 包括的ライセンス対象の利用の拡大には、管理著作物が量的に拡大することが不可欠であり、今後の著作権者団体の努力と環境整備を期待する。

# 補償金についての基本原則

1. 当初の補償金の額については、様々な要因を勘案し、全ての高等教育機関にとって合理性のある基準に基づいてそれを決定すべきである。また、補償金の導入が、著作物の利用を阻害する要因とはならないように配慮していただきたい。
  - 主題分野による出版物の価格差や個々の大学での著作物の利用の多寡によらず、各教育機関の補償金は単一基準に基づいて算出されることが望ましい。
  - 従量制は、教員に心理的プレッシャーを与え、著作物の利用を抑制しかねない。

# 補償金についての基本原則

2. 授業の過程における利用に供する目的で著作物を公衆送信するための準備のプロセスで生じる複製等の行為は、著作権者の利益を不当に害しない限り、全てこの権利制限の中に含まれると考える。

# 補償金についての基本原則

3. 著作物を利用して作成した教材を複数の教員が利用する事例や年度を超えた利用についても、同一教育機関内であれば権利制限の範囲内と考える。
  - 「共有（共同利用）」への違和感が残っている。
  - 毎年補償金を支払うのに、前年度作成された教材を再度使うことと、新たに作成された教材を使うことを区別することに経済的な側面から見て意味があるのか？

# 補償金についての基本原則

4. 補償金の額は算定手続きを簡便にするために「学生一人当たり単価」×「学校基本調査で報告される学生数」とする。
  - 補償金の対象となるような利用の総量に対する補償金の額を上記学生数で頭割りするイメージ。

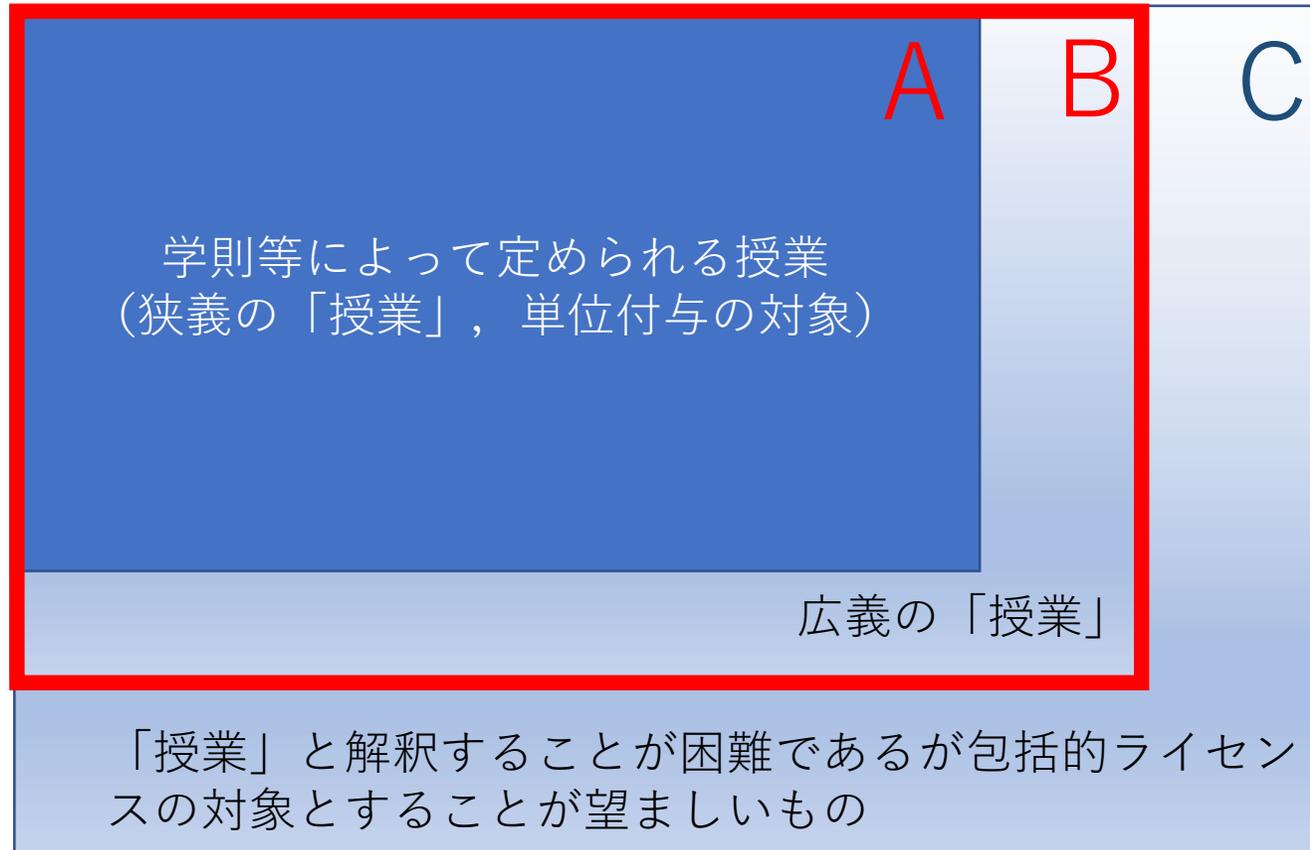
# 補償金についての基本原則

5. 今後著作権者側から利用実態調査の実施を求められることが想定されるが、この作業が教育機関側にとって過重な負担とならないようにしていただきたい。
  - 具体的な方法については、時間をかけて継続的に検討を。

# 補償金による権利制限の範囲の指針

- (ア) 「授業」の範囲
- (イ) 「授業を担当する者」の範囲
- (ウ) 「授業を受ける者」の範囲
- (エ) 「著作権者の利益を不当に害する」範囲

# (ア) 「授業」の範囲：A+B



A: 狭義の「授業」 (事前事後学習を含む)

B: 広義の「授業」：大学（等の高等教育機関）の管理下において実施される教育活動であって、大学の定める手続きによって学修を認められた者に対する教育・学習支援の活動（広く公衆に提供される場合にあっては、手続きによって学修を認められた者に対する部分に限る。）

C: 「授業」と解釈することが困難であるが包括的ライセンスの対象とすることが望ましいもの

(より詳細な説明については、1月22日ガイドラインフォーラム資料を参照)

# (イ) 「授業を担当する者」の範囲

A+B: その活動を担任する者として教育機関によって認められている者

- 例えば、シラバスに担当者として名前が挙がっている者 (狭義の授業の場合。担当者が招いたゲスト講師も含まれる。)
- 事前学習、事後学習の支援活動の担当者：学習コンシェルジュ (などと呼ばれ、必ずしも一つ一つの授業科目に割り当てられているわけではない) についても授業を担当する者に含まれるとみなしていただきたい。
- 作業者：授業を担当する者の指示の下で授業を担当する者以外の者が行う作業については、教育機関との契約に基づいて行われ、指示以外の利用が生じないことが前提であれば、誰が行っても担任する者の行為として認めていただきたい (事務職員、TA、指定委託業者など)。

# (ウ) 「授業を受ける者」の範囲

## A+B:各「授業」における履修者

- 登録された履修者：狭義の授業においては、科目等履修生や協定校における受講者など、教育機関によって認められ手続きを経て履修する者も含まれる。
- 広義の授業の中には明示的な履修という手続きがない場合も少数はあるが、そのような場合には授業が広く公衆に（学外者に）提供されることはない。
- 広く公衆に提供される場合にあっては、手続きによって学修を認められた者に限定される。
  - なお「教育を受ける者」に対して、「教員等の監督下にある者」と表現することは不適切である。高等教育における「授業」の文脈で教員等は履修者を指導はしても監督はしない。

# (エ) 「著作権者の利益を不当に害する」範囲

- これについては、著作権者の皆さんから、補償金の趣旨を踏まえた合理的なご提案をお願いしたい。なお、著作物の種類によって「不当に害する」範囲が異なることは理解するが、権利制限の範囲内で全く使えない著作物が生じることがないようにしていただきたい。
- その点で「ガイドライン」（1月22日案）に示されている以下の点については再検討をお願いしたい。
  - 「プログラムの著作物を対象外」とあるがソースコードも利用不可とすることは今日の数理・データサイエンス教育の重要性に鑑み妥当ではない。
  - 「複製やアクセスを制限する手段を用いて複製又は公衆送信を禁止している著作物は対象外」とあるが、そうすると現時点ではデジタル放送の番組は全て利用できないことになるのではないか。
  - 「複製又は公衆送信を禁止する旨の契約を締結して入手した著作物」は対象外とあるが、「契約」の解釈次第であらゆる著作物を利用不可にできる可能性は排除していただきたい（シュリンクラップ契約の濫用への懸念）。

ガイドラインについては継続的な検討を。協議の期間中は、論点となっている利用形態について、抑制・禁止してしまおうのではなく、著作権者の権利を尊重しつつ、一定の条件で利用できる環境を用意し、より詳細な利用条件等を検討することを提案する。

また、時代の変化に伴って改善すべき点が生  
じれば双方が誠実に議論を！